

前回いただいた論点別の主な御意見
 (前回検討会での委員の御発言を事務局の
 責任において取りまとめたもの)

(ウェブサイト等について)

- 規制の変更内容について、わかりやすく広く周知していただきたい。
- 周知については、自治体だけではなく、国や関係者に協力をお願いしたい。
- 病院側が意図しない形で名前を使われている場合の取扱いを考慮していただきたい。

(客観的事実が証明できない事項について)

- 誇大広告等の判断は難しいため、わかりやすい情報を自治体に提供していただきたい。

(術前術後の表示の扱いについて)

- 案2(虚偽・誇大のみ禁止)については、どこまでが規制対象か線引きが困難。
- 美容医療等に関係する被害は色々あるかもしれないが、他のものが原因の被害をビフォーアフターのせいにするなど、色々な意見が整理されていないのではないか。
- ビフォーアフターを見て、みんなこうなるのだと思ってしまう。また、ビフォーアフターにより受診に安易に結びついてしまう。写真で判断したことに起因する電話相談も増えている。
- ビフォーアフターが受診のきっかけになる。きっかけの意味は重い。
- 患者は、特に二重まぶた埋没法などのビフォーアフターの写真に強く惹かれる。
- 患者の知る権利の問題もあり、(案1のように) いっぺんに締め付けるのは反対。
- 治療方法の情報を患者が知ることについては歓迎。ただし、全ての人が適切に自己判断できるとは限らない。治療方法に係る写真は可としてよいのではないか。また、患者に対してはインフォームドコンセントの中で適切に説明を尽くすべき。抜け道やグレーゾーンの無いように案1(原則禁止)とすべき。
- 歯科では、数多くの治療法の選択肢が分かることは患者にとっても意味がある。ウェブでは、医療機関に行かずに、そうした選

択肢を容易に確認できるのでよいという面もある。

- インプラントの手順など、単純に術前術後の表示に関連するものも全て規制するのか。行き過ぎでは無いか。
- 治療手順については誘引目的がないと言えるのではないか。
- 案1（原則禁止）で「学会“等”」が掲載する術前術後の表示は対象にならないとされているが、何が等に当たるのか、線引きが困難ではないか。
- 学会のHPに掲載されるような写真はむしろ非常によい成功例なので、逆に誤認を与えるのではないか。
- 様々な意見があるが、いずれの案にも難点があることを踏まえ、案1（原則禁止）が妥当ではないか。
- まずは、案1（原則禁止）でよい。その後不都合があるなら必要に応じて検討すべき。健康被害は取り戻せないなので、原則禁止すべき。
- 案1（原則禁止）でよい。ただし、小児科の麻痺に対する治療など一定のものについては手術等でこういう風になると示すことは意味がある。患者や家族にとって希望にもなる。
- 乳房再建術など、情報を届ける手段が失われるので、案1（原則禁止）に反対。

（その他）

- 医療機関だけ萎縮しないよう、接骨院や健康食品などの他の分野についても同様の規制をする必要がある。
- あはき法や柔道整復師法に関する広告規制についても、医療法と同様の規制を設けることによって整合性をとっていくことが必要。